

コメント及びコメントに対する考え方

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>以下、意見を行う。</p> <p>> 検査命令書様式 > 検査終了通知書</p> <p>委員長の押印又は署名を付す必要は必ずしも無いと考えるが、しかし公務所の印章などはあった方が良いと考える。</p> <p>「証券取引等監視委員会」の様な印の印刷やエンブレムでもであると、刑法上の書類についての特段の扱いの発生や、不正を試みようとする者についての不正抑止の効果（法的に、また物理的・電磁的に準備をする必要がある事等による。）があるはずであるし、行政側が印章を付す事は他の何者にも負担を生じさせないものであるの で、望ましいとしか言えない事であると考えているのであるが、どうであろうか。</p> <p>とてもコストパフォーマンス・能率良く公正を守る事に資する措置が行えるとなるはずであるが、よって、公務所又は公務員の印章については、依然として付すようにしていただきたいと考える。</p> <p>なお、書類の提出等について、アンケート的なものであるのであれば、必ずしもその必要は無いと考えるが、正規の法的手続についてのものであれば、電子情報処理組織によるものであっても、事業者側の電子署名や認証局証明書等を手続において必要とすべきではないかと考える。</p> <p>それをせずに、押印署名を廃止し、電子手続において電子署名無しの手続を可能にするのは、公正性を害する事になると考えられ、国民として不安であり、また認めるのは不適切と考えるのであるが、アンケートなどではない正規の法的手続（申請・届出等）については、電子署名の利用を基本として行わせるようにしていただきたいと考える。（電子署名以外でも、適切な認証局によるクライアント認証のための証明書によって、公正性の確保が出来るかもしれないが、とりあえず電子署名の利用は望ましいものであると考える。）</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>検査命令書は、委員長から主任検査官に対して交付するものであり、検査対象先の理解を得て検査を実施する観点から、臨店検査着手時に検査対象先に対して提示することとしています。</p> <p>臨店検査着手時は、検査命令書と同時に検査証票（「証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令」に基づく検査証票）を提示することとしていますので、それによって証券取引等監視委員会による検査であることを明示でき不正抑止の効果を図ることが可能と考えますので、押印省略による支障は無いと考えます。</p> <p>検査終了通知書は、検査終了時に証券取引等監視委員会又は財務局等の職員が検査対象先に対して直接又は電子情報処理組織を使用して交付する文書であることから、検査対象先から文書の真正性について疑義を持たれることは無いと考えますので、押印省略による支障は無いと考えます。</p> <p>書類の提出等について、電子情報処理組織を使用する方法等により、可能とするものであります。</p>